

滋賀県からのお知らせ

## 「セーフティネット資金」の融資対象者の拡大について ～平成30年台風21号の影響を受けている中小企業の資金繰り支援～

滋賀県では、平成30年台風21号の影響により売上高等が減少している県内中小企業の資金繰りを支援するため、下記のとおり「セーフティネット資金」の融資対象者を拡大しましたので、お知らせします。

今回の融資対象者の拡大は、県内全域を対象として、国のセーフティネット保証4号が発動されたことを受けて対応するものです。

記

### 1. 制度概要（拡大部分）

資金名	セーフティネット資金（新規枠）	セーフティネット資金（借換枠）
融資対象者	セーフティネット保証4号に該当するものとして、市町長の認定を受けた中小企業者または協同組合等  〔セーフティネット保証4号の認定要件〕 次の(1)(2)のいずれにも該当すること (1) 滋賀県において1年間以上継続して事業を行っていること。 (2) 平成30年台風21号の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  ※借換枠については、保証協会保証付融資（責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付融資を除く）を受けている者で、本資金による借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者	
資金使途	経営の安定を図るための設備資金 および運転資金	既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するための資金
融資限度額	8,000万円	2億円(増額分を含む)
融資利率	年1.0%	年1.5%
融資期間(据置)	設備 10年以内(2年以内) 運転 7年以内(1年以内)	7年以内(1年以内)
信用保証料率	年0.85%	
担保・保証	保証協会保証付(100%保証)	
申込先	中小企業者：各商工会議所、各商工会 協同組合等：中小企業団体中央会	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合	

※セーフティネット保証は、一般保証とは「別枠」となります。

ただし、金融機関や保証協会の審査によりご希望に添えない場合があります。

### 2. 取扱開始日

平成30年10月4日

### 3. 資金繰りの相談窓口

融資に関するご相談や、制度についての具体的な内容など、資金繰りの相談を受け付けています。

しが金融ホットライン(滋賀県中小企業支援課)

電話番号 077-528-3732(ミ・ナ・サン・ニ)

受付時間： 平日8:30~17:15